# 糸魚川市いじめ防止基本方針

平成31年1月(改定)令和6年4月(改定)

糸魚川市・糸魚川市教育委員会

## 目 次

第	1 单	I V	いじめ	の防	止等	<b>全</b> の	对词	<b>粒</b> 0	)	·本	的	な	万	问	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	1	いじ	めの	防止	等の	)対	策り	こ関	すす	-る	基	本	理	念	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2	いじ	めの	理解	<u>.</u>	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	3	いじ	しめの	防止	等0	った	め	の責	<b>養</b>	Š •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
笙	り音	f l	バンオ	の防	计空	きの	t-)	ታ <i>ወ</i>	) 失	+ ′ ′ ′ ′ ′ ′ ′ ′ ′ ′ ′ ′ ′ ′ ′ ′ ′ ′ ′	<del>ن</del>	山内	灾	l.T	朗	す	ス	車	佰			•			•										1
	2 <del>+</del>			で育委																															
	2			を施す																															6
	_			能へ																															
	3 草																																		9
	1			市、																															9
	2			の発																															9
	3			教育																															9
	4	市長	によ	る再	調査	至及	.び‡	昔置	∃•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
第	4章	Ē V	いじめ	の防	止等	争の	たひ	めの	)取	奴組	にに	関	す	る	事	項															•				10
	1	W	めの	防止	<b>垒</b> σ	)行	動言	計正	ii •																										10

次代を担う子どもたちは地域の宝であり、子どもたちの健やかな成長は、社会全体の切なる願いである。そして、子どもたちが自分の将来に夢と希望をもって生きていける社会をつくることは、全市民の責務である。

しかし、いじめや暴力は、子どもの心身や生命に被害を及ぼすだけでなく、その後の生き方や 人生にも深刻な影響を与えることもあり、社会問題となっている。いじめを防止するためには、 いじめを他人事と捉えることなく、全市民がいじめ問題に対し課題意識をもち、それぞれの立場 での役割を自覚し、責務を果たしていくことが大切である。

糸魚川市は、「子ども一貫教育」を推進しており、「ひとみかがやく 日本一の子ども」の実現に も、いじめのない社会の構築が必要である。

このため、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)及び国のいじめの未然防止・予防等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう)のための基本的な方針に基づき、糸魚川市いじめ防止基本方針(以下、基本方針)を策定し、いじめの未然防止・予防等の方針を定めるものである。

新潟県は令和2年12月に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」を制定し、また、令和3年7月に「新潟県いじめ防止基本方針」を改定した。糸魚川市は、これらの県の方針を踏まえて内容の充実を図り、実効性をより高めるために、この度、基本方針の見直しを行った。いじめのない社会の実現を目指し、決意を新たにして取組を進めていく。

## 第1章 いじめの防止等の対策の基本的な方向

- 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念
  - (1) いじめ防止対策推進法における基本理念(いじめの防止等のための対策)
    - ① いじめが全ての児童生徒(法では「児童等」。以下同じ。)に関係する問題であることに 鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を 問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
    - ② 全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。
    - ③ いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、市(法では「地方公共団体」)、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
  - (2) 糸魚川市いじめ防止条例等における基本理念

いじめが、児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を与えるとともに、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その身体又は生命に重大な危険を及ぼすおそれのある行為である。いじめは、深刻な人権侵害であることを認識し、児童生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことが大切である。そのために、市、教育委員会、学校、保護者、市民等及びその他の関係者が、それぞれの役割を自覚して連携し、学校の内外を問わずいじめの未然防止と早期発見・早期解消に取り組むことを旨としなければならない。

なお、新潟県いじめ等の対策に関する条例(以下「県条例」という。)では、「いじめ類似 行為」(後述)についても防止等の対策を推進するものとされていることから、本方針にお けるいじめ防止等の対策と認知及びその後の対応については、「いじめ類似行為」に関して も同様に取り扱うものとする。

## 2 いじめの理解

(1) いじめの定義

いじめとは、いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)第2条において「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係\*1にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響\*2を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じている\*3-1もの」と規定されている。

(2) いじめ類似行為の定義

いじめ類似行為とは、新潟県いじめ等の対策に関する条例(以下「県条例」という。)第2条において「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの\*3-2」とされている。

- ※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校や学級、部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ※2 「心理的又は物理的な影響を与える行為」に当たる、具体的ないじめの態様には、 以下のようなものがある。
  - ア冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
  - イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
  - ウ軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
  - エひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
  - オ金品をたかられる。
  - カ金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - クーインターネットを通じて誹謗中傷や嫌なことをされる。

上記ア~クの他にも、意図的に避ける、周囲と異なる扱い(差別的な言動)をするなどの見えにくいいじめにも留意する。

- ※3-1 「心身の苦痛を感じている」か否かについては、当該児童生徒の表面的な言葉や態度だけで判断せず、当事者同士の関係性に着目して判断する。じゃれ合いのように見えても、いつも同じ子が標的になっているような場合は、たとえ本人がいじめと認めなくても、いじめと疑って対応することが求められる。
- ※3-2 具体的ないじめ類似行為の例 インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がその ことを知らずにいるような場合など

## (3) いじめの理解

いじめは人権侵害であり、どの学校にも、どの子にも起こりうるものである。そして、誰もがいじめる側にもいじめられる側にもなる可能性がある。

また、いじめは、いじめる側といじめられる側だけでなく、「観衆」や「傍観者」が存在することも多い。したがって、いじめを当事者同士の問題ととらえず、集団の問題として扱うことが重要である。

いじめは、大人の目が届かない時間、空間で起こりがちであり、いじめられる側からのサインも見えにくく、周囲が気付いたときには、深刻な状況になっていることもある。

これらのことから、学校、家庭、地域など、社会全体でいじめの特性を理解し、いじめを 起こさない風土づくりに努めていくことが重要である。

- (4) いじめの認知及びその後の対応における留意事項
  - ① いじめを受けた児童生徒の聞き取り等を行う際には、いじめられていても本人がそれを 否定する場合が多々あることを踏まえ、行為が起こったときのいじめられた児童生徒本人 の表情や様子、周辺の状況等を客観的に確認する。
  - ② いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条に規定する「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
  - ③ 一見してけんかのように見える行為でも、その行為に関わる児童生徒の関係性や被害性

に着目して、いじめに該当するか否かを見極める。

- ④ 好意で行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、学校いじめ対策組織へ報告し、情報を共有する。
- ⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、警察に相談又は通報し、 適切に援助を受ける。

## 3 いじめの防止等のための責務

- (1) 市及び教育委員会の責務
  - ① 糸魚川市いじめ防止基本方針(以下「基本方針」という。)を定め、これに基づきいじめ の防止等の必要な施策を総合的に計画し、実施する。
  - ② 学校、家庭、地域の連携を強化し、日頃から社会全体でいじめの予防や対策に努める。
  - ③ 各学校や関係機関からいじめ認知の報告があった場合、速やかに適切な対応をとることができるように指導・助言する。
  - ④ 重大事態発生時には、その解決に向け、発生したいじめについて調査を行う組織を設置する。

### (2) 学校の責務

- ① 全ての教育活動を通じ全ての児童生徒に、いじめは決して許されないことの理解を促し、 児童生徒が安心して生活できる学校づくりを進める。
- ② 児童生徒が主体となっていじめのない学校にしようという意識を育むため、児童生徒が 発達段階に応じていじめを防止する取組を実践できるように指導、支援する。
- ③ いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうることを意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう家庭、地域や教育委員会等の関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- ④ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めると共に、学校長のリーダーシップのもといじめの防止等を組織的に推進する。
- ⑤ 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況把握に努める。

#### (3) 児童生徒の責務

- ① いじめは許されないことを理解し、いじめを行わない。
- ② いじめのない学校にするため、いじめを見過ごさず、解決に向けて行動する。
- ③ いじめを発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者に相談する。
- ④ インターネットを通じて送信される情報の特性を理解する。

#### (4) 保護者の責務

① 糸魚川市「子ども一貫教育方針」に基づき、児童生徒の自尊感情を高めるために乳幼児期からの愛着形成に努める。

- ② 「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するもの」であり、保護する児童生徒がいじめを行わないよう、規範意識や人権感覚を養うための教育、その他の必要な教育に努める。
- ③ 保護する児童生徒がいじめを受けた場合は、適切に当該児童生徒をいじめから保護する。 保護する児童生徒の加害の事実が明らかになったときは、保護者として責任ある行動をする。
- ④ 糸魚川市及び学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するよう努め、学校や地域と協同していじめ根絶に向けて取り組む。
- ⑤ いじめを発見し、又はいじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、相談窓口等に相談又は通報する。
- ⑥ インターネットに関わる情報の特性等について保護者自ら学ぶよう努め、通信機能をも つ機器を児童生徒に保持又は使用させる際は、保護者の責任において行う。
- (5) 市民の責務
  - ① 児童生徒の健やかな成長を願い、学校、家庭、地域、関係機関等が相互に連携していじめの防止等に努める。
  - ② 市民ぐるみで児童生徒を見守る意識をもち、いじめを発見し、又はいじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談又は通報する。

## 第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 市及び教育委員会が実施する施策
  - (1) 糸魚川市いじめ防止基本方針の策定 市及び教育委員会は、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推 進するため、基本方針を策定する。
  - (2) いじめの防止等のための組織の設置
    - ① 糸魚川市いじめ防止連絡協議会の設置

いじめの防止等に関係する機関、諸団体の連携を円滑に進めるため、法第 14 条第1項 に規定する組織として、糸魚川市いじめ防止連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を 設置する。

連絡協議会は、学校、教育委員会、警察、法務局、糸魚川市PTA連合会及びその他の 関係者で構成し、次に掲げる役割を担う。

ア いじめの防止等に関係する関係機関等相互の連絡調整

イ いじめの防止等に向けた関係機関等の取組状況についての情報共有

② 糸魚川市いじめ問題専門委員会の設置

いじめの防止やいじめ問題の解決に向け、法第 14 条第 3 項及び第 28 条第 1 項に規定する組織として、糸魚川市いじめ問題専門委員会(以下「専門委員会」という。)を教育委員会の附属機関として設置する。

専門委員会は、公平性、中立性を確保するため、精神保健、心理学、人権、社会福祉、法律、教育及び青少年の健全育成等に見識を有する第三者による委員で構成し、次に掲げる役割を担う。

- ア 教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するための専門的知見からの審議を行う。
- イ 市立学校におけるいじめに関する相談や通報を受け、当事者間の関係を調整するなど して問題の解決を図る。
- ウ 市立学校における重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、再発防止 に向けた提言を行う。
- ③ 糸魚川市学校問題解決支援チームの設置

児童生徒の指導上の問題並びに学校と保護者等関係者との間に起きた問題の解決に向け、 専門的な見地からの指導、助言及び援助を行い、問題の早期解決及び適切な対応に資する ため、糸魚川市学校問題解決支援チーム(以下「支援チーム」という。)を設置する。

支援チームは、弁護士、スクールソーシャルワーカー、教職員経験者、人権擁護委員の うちから教育長が委嘱した者をもって組織する。

- (3) いじめの防止等のための対策
  - ① いじめの防止のための対策
    - ア 市及び教育委員会は、市民に対して、いじめの防止の重要性の理解を促すため、いじ めの防止の啓発を図る。
    - イ 教育委員会は、児童生徒の豊かな情操と人権感覚を育み、望ましい人間関係を構築する素地を養うために、教職員を対象とした生徒指導、学級経営、道徳教育、人権教育、 同和教育等の研修の充実を図る。
    - ウ 教育委員会は、インターネットを通じて行われるいじめを含めた学校のいじめに対する取組の効果、有効性を高めるため、学校の取組に対し必要に応じて指導、助言を行い、成果のある取組の情報の共有化に努める。 また、教育委員会は、小・中学校間の連携の充実を図るため、担当指導主事が中学校区校長会へ定期的に出席し、指導・助言する。
    - エ 教育委員会は、保護者が児童生徒の規範意識や人権感覚を養うための指導等を適切に 行うことができるよう、保護者に対し、法第9条に規定する責務等を踏まえた支援を行 う。
    - オ 教育委員会は、学校が学校評価においていじめの問題を取り扱う場合、いじめの有無 やその多寡のみで評価しないよう指導、助言する。日常の児童生徒理解、未然防止や早 期発見、いじめが発生した際の適切かつ迅速な対応等を評価するよう指導、助言を行う。
    - カ 教育委員会は、学校その他の関係機関と連携し、インターネットを通したいじめを防止するため、児童等に対するインターネットの適切な利用に関する教育及び保護者への 啓発活動を行う。
  - ② いじめの早期発見、即時対応のための対策
    - ア 教育委員会は、いじめの早期発見、即時対応、早期解消のために、スクールカウンセラー、糸魚川市スクールソーシャルワーカー、糸魚川市教育相談センター相談員等の人材や組織の積極的な活用を促し、連携して教育相談体制の充実を図る。
    - イ 教育委員会は、各学校のいじめの状況を把握し、必要な支援を行うために、毎月、各 学校から「いじめ認知報告」を提出させる。
    - ウ 教育委員会は、いじめの早期発見、早期対応のために、生徒指導支援員を配置し、各

学校への定期訪問により、必要な支援を行う。

- エ 教育委員会は、インターネットを通じたいじめを防止するため、インターネット上で 行われる不適切な書き込み等へ迅速に対応し、県と連携してネットパトロールを実施す る。
- オ 教育委員会は、各学校が認知したいじめやいじめが疑われる事案に早期に対応し、重 大事態となることを防ぐために、学校からの報告を受け、指導主事等を派遣するなど、 速やかな措置を講ずる。
- カ 教育委員会は、各学校に対して、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対し、適切な情報提供や心身の安定を図るための措置を講ずるように指導、助言する。
- キ 教育委員会は、各学校に対して、いじめを行った児童生徒とその保護者に対し、行為 の重大さの自覚と反省を促すように指導、助言する。
- ク 教育委員会は、複数の学校にまたがるいじめの問題に適切に対応するために、事案に 係る情報を適切に共有し、学校間の連携協力体制を支援する。
- ケ 教育委員会は、各学校が行ういじめに関する評価に対し、指導、助言する。
- ③ 家庭や地域との連携による取組
  - ア 市及び教育委員会は、地域全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、家庭 や地域へいじめの防止等の取組の普及や啓発に努める。
  - イ 教育委員会は、地域の実情に応じて、住民の児童生徒への健全育成に関わる意識の向 上のため、学校と家庭、地域が組織的に連携、協働する体制の充実を図る。
- ④ 関係機関との連携による取組
  - ア 市及び教育委員会は、いじめが犯罪行為として扱われる場合に対応するため、警察と の連携を密にする。
  - イ 市及び教育委員会は、いじめにより児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生 じるおそれがある事態に対応するため、児童相談所、法務局等の関係機関との連携を密 にする。

## 2 学校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国、県及び基本方針に基づき、いじめの防止のための取組、早期発見、早期対応のあり方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修、保護者や地域等との連携など、いじめの防止等全体に係る基本的な方向や取組を糸魚川市立学校いじめ防止基本方針(以下「学校基本方針」という。)として定める。

また、学校基本方針を体系的、計画的に実行するため、具体的な取組、指導内容のプログラム化に努める。そして、そのいじめの防止等の対策をPDCAサイクルの視点で見直す。なお、学校基本方針は、各学校のホームページのトップメニューに掲載し、誰もが閲覧できるようにするとともに、入学時に児童生徒及び保護者に説明する。

(2) いじめの防止等のための組織の設置

学校は、法第 22 条の規定により、いじめの防止等に関する措置を実効的、かつ組織的に 行うため、いじめの防止等の対策のための組織(以下「いじめ防止対策委員会」という。)を 設置し、教育委員会と連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

- ① いじめ防止対策委員会の構成員 いじめ防止対策委員会は、当該校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識 を有する者、その他学校関係者で組織する。
- ② いじめ防止対策委員会の役割
  - ア 学校基本方針に基づく、いじめの防止などの取組の実施、進捗状況の確認、年間計画 の作成、実行、検証、修正
  - イ いじめ又はいじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に係る情報の収集と記録 及び情報の共有
  - ウ いじめ又はいじめが疑われる行為等に関する相談、通報の窓口
  - エ いじめと認知された、又はいじめの疑いのある事象に対して、情報の収集、事実関係の確認、関係する児童生徒への支援、指導体制及び対応方針の決定、家庭・関係機関との情報の共有と連携
- (3) いじめの防止等のための対策
  - ① いじめの防止
    - ア 児童生徒の豊かな情操と人権感覚を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を 養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び、人権教育(児童の権利に関する条約 の学習等)、同和教育の充実を図る。
    - イ 全ての児童生徒に「自己有用感」「人間関係づくりの能力」「規範意識」「困難に対し他者と協力して問題解決を図る意欲や態度」を育むために、多面的な児童生徒理解に基づく信頼関係を基盤とした教育活動を実施する。
    - ウ わかる授業、できた感動をとおして児童生徒に達成感や成就感を味わうことができる ように、一人ひとりを生かす学級、学年、学校の風土をつくる。
    - エ 教職員の言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりする ことのないように、指導の在り方に細心の注意を払う。
    - オ 児童生徒のいじめ根絶の意識を高めるために、児童生徒が主体となった中学校区単位での「いじめ見逃しゼロ」に向けた取組を推進する。
    - カ 児童生徒がインターネットを通じたいじめへの関与やトラブルを防止するため、児童 生徒と保護者に対して、インターネットを利用する情報モラル教育、また、研修会等を 実施し、啓発を行う。
    - キ 教職員のいじめに対する資質の向上のための研修、啓発を行う。
    - ク インターネット被害の拡大を防ぐため、教育委員会と連携し、インターネット上の不 適切な情報の削除に取り組む。
  - ② いじめの早期発見
    - ア 日頃から児童生徒の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、わずかな兆候であって も、いじめではないかという危機意識をもって、いじめに対して、的確に関わり、積極 的に認知し、速やかに対応する。
    - イ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒 がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むとともに、家庭、地域

- と連携して児童生徒の見守りを継続する。
- ウ いじめに関するアンケート調査は原則として無記名式とするが、児童生徒の本音を引き出せるような内容や実施方法、頻度を検討し、記名式と無記名式とを必要に応じて使い分けるなど工夫して行うとともに、複数の教職員で記入内容を確認し、速やかに対応する。
- エ 児童生徒及び保護者に対して、いじめに関する相談窓口の周知を図り、容易に相談できる環境づくりに努める。
- オ 教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、いじめの情報について教職員全員で共有する。

#### ③ いじめへの対処

- ア いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込むことな く、速やかにいじめ防止対策委員会で組織的に対応する。
- イ いじめの全体像を把握するために、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒、周辺の児童生徒への聴き取りを複数の教職員で速やかに行う。特に、いじめを受けた児童生徒への対応については、気持ちに寄り添いながら丁寧に行う。
- ウ いじめを受けた児童生徒及びその保護者へ、調査で明らかになった事実関係を適切な 方法で説明するとともに、安心して学習できる環境や学習機会の提供に努める。
- エ いじめを行った児童生徒に対しては、いじめられた児童生徒の心の痛みを理解させ、 自分の課題を自分の言葉で書かせるなどして、反省を促す。反省が不十分な状態での謝 罪の会等を行わないよう、十分に留意する。
- オ いじめを行った児童生徒の保護者に対しても、調査で明らかになった事実関係を適切な方法で説明し、家庭での指導を支援、助言する。
- カ いじめの調査に係るすべての情報や資料は、確実に保管する。保管期間は原則として 5年間とする。
- キ いじめの解消に向けて、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒の様子を 見守り、必要に応じた指導、支援を行う。
- ク いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの用件が満たされている必要がある。
  - ・ いじめに係る行為が止んでいる。(少なくとも3か月)
  - ・ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。(本人及び保護者に面談等で確認)
- ④ 家庭や地域、関係機関との連携
  - ア 児童生徒の教育について第一義的に責任を負う家庭に対して、人権、道徳意識を高めるために、保護者が児童生徒へ適切な指導を行うように支援、助言する。
  - イ 地域全体で児童生徒を守り、育てる意識を高めるため、家庭に対して、児童生徒の地域の行事等への参加を働きかける。
  - ウ 児童生徒の健全な育成を図るために、中学校区の学校、保護者、地域、関係機関等の 代表による「中学校区いじめ防止連絡協議会」での協議をとおして、いじめ防止の取組 を推進する。

## 第3章 重大事態への対処

1 学校及び市、教育委員会が実施する調査

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン (平成29年3月文部科学省)」により適切に対応する。

#### 2 重大事態の発生

(1) 重大事態の意味

いじめによる重大事態は、次に掲げる場合とする。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
  - ア 自殺を企図した場合
  - イ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
  - エ 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とするが、日数 だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。
- ③ その他の場合

児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重 大事態が発生したものとして扱い、教育委員会が主導して調査を行うとともに、調査結果 をもとに重大事態か否かの判断をする。

- (2) 重大事態が発生した場合の学校の初期対応
  - ① 学校は、重大事態に係る情報を迅速に収集、整理し、いじめの概要を把握するとともに、 その概要を速やかに教育委員会へ報告する。
  - ② 教育委員会は、学校から重大事熊発生の報告を受けた場合、速やかに市長へ報告する。
- (3) 重大事態につながる恐れのある事案が発生した場合の学校の初期対応

発生した段階では重大事態には当たらないものの、解消が図られない状況が続くと重大事態に発展するおそれがある事案については、予め教育委員会に事案の発生を報告するとともに、速やかに対応にあたる。

#### 3 学校又は教育委員会による調査

(1) 調査の趣旨及び調査主体

学校と教育委員会は、重大事態が発生した場合、当該重大事態に対応するために事実関係 を明確にし、その後同種の事態の再発を防止するための調査を行う。

教育委員会は、学校から重大事態発生の報告を受けた場合、当該事態の調査を行う調査主体を決定する。

(2) 学校又は教育委員会による初期調査

学校は、いじめ防止対策委員会で、事態に係る情報を収集、整理し、いじめの概要を把握 し、その結果を速やかに教育委員会へ報告する。

教育委員会は、学校に対して、必要な指導及び人的体制を含めた支援を行う。また、学校

が行う調査結果が十分でないと判断する場合、又は学校の教育活動に支障があると認める場合、教育委員会が調査することができる。

教育委員会は、学校からの報告後、又は自らの調査実施後、速やかに市長に報告するものとする。

(3) 専門委員会による調査

専門委員会は、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、調査結果を教育 委員会へ報告する。また、再発防止に向けた提言を行う。

- (4) 調査結果の報告及び提供
  - ① 市長への報告

教育委員会は、専門委員会からの調査結果を速やかに市長へ報告する。

② いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供並びにいじめを行った児童生徒及びその保護者への情報提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒とその保護者、いじめを行った児童生徒とその保護者に対し、調査結果を提供するとともに、必要に応じて調査の経過を報告する。

(5) 再発防止

教育委員会は、専門委員会からの提言を受け、同様の事態の再発防止のために必要な措置 を講ずる。

#### 4 市長による再調査及び措置

(1) 再調査について

教育委員会から重大事態の調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に基づき、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止する必要があると認めるときは、法第30条第2項に規定する調査を行うことができる。

再調査を行った場合、市長は、その結果を市議会に報告する。報告の内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに配慮する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において必要な措置を講じる。

## 第4章 いじめの防止等のための取組に関する事項

- 1 いじめの防止等の行動計画
  - (1) 策定・実施

基本方針に基づき、いじめの防止等の行動計画を策定し、実施する。

(2) 公表

いじめの防止等の行動計画を広報及びホームページにより公表し、周知を図る。

(3) 点検·確認

教育委員会は、学校基本方針に基づく計画の実施状況について点検、確認する。